

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成23年10月6日(2011.10.6)

【公開番号】特開2010-52362(P2010-52362A)

【公開日】平成22年3月11日(2010.3.11)

【年通号数】公開・登録公報2010-010

【出願番号】特願2008-221675(P2008-221675)

【国際特許分類】

B 41 J 2/335 (2006.01)

【F I】

B 41 J 3/20 1 1 1 F

【手続補正書】

【提出日】平成23年8月23日(2011.8.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の発熱抗体と、

該複数の発熱抗体を発熱させる駆動回路部と、

前記複数の発熱抗体と前記駆動回路部とを接続する配線と、

前記複数の発熱抗体、前記駆動回路部及び前記配線を覆うように形成される保護膜と、が同一基板上に配されたサーマルヘッドにおいて、

前記保護膜の上に、前記複数の発熱抗体の各々と前記保護膜を介して対向して熱伝導体が配置され、前記熱伝導体は、前記保護膜の熱伝導率よりも大きく、前記熱伝導体の表面は、印刷メディアと直接接するように、前記保護膜の表面よりも突き出していることを特徴とするサーマルヘッド。

【請求項2】

前記熱伝導体が形成される箇所には前記配線が形成されていないことを特徴とする請求項1記載のサーマルヘッド。

【請求項3】

前記熱伝導体は、Ta、W、Cr、Ruのいずれかの金属材料、若しくはそれらのいずれかを含む金属化合物、又はSiCであることを特徴とする請求項1記載のサーマルヘッド。

【請求項4】

前記熱伝導体の膜厚は、0.2μm以上であることを特徴とする請求項1記載のサーマルヘッド。

【請求項5】

前記基板は単結晶シリコンからなることを特徴とする請求項1から4のいずれか1項記載のサーマルヘッド。

【請求項6】

請求項1から5のいずれか1項に記載のサーマルヘッドを備え、インクシートのインクを該サーマルヘッドにより印刷メディアに転写するサーマルプリンタ。